

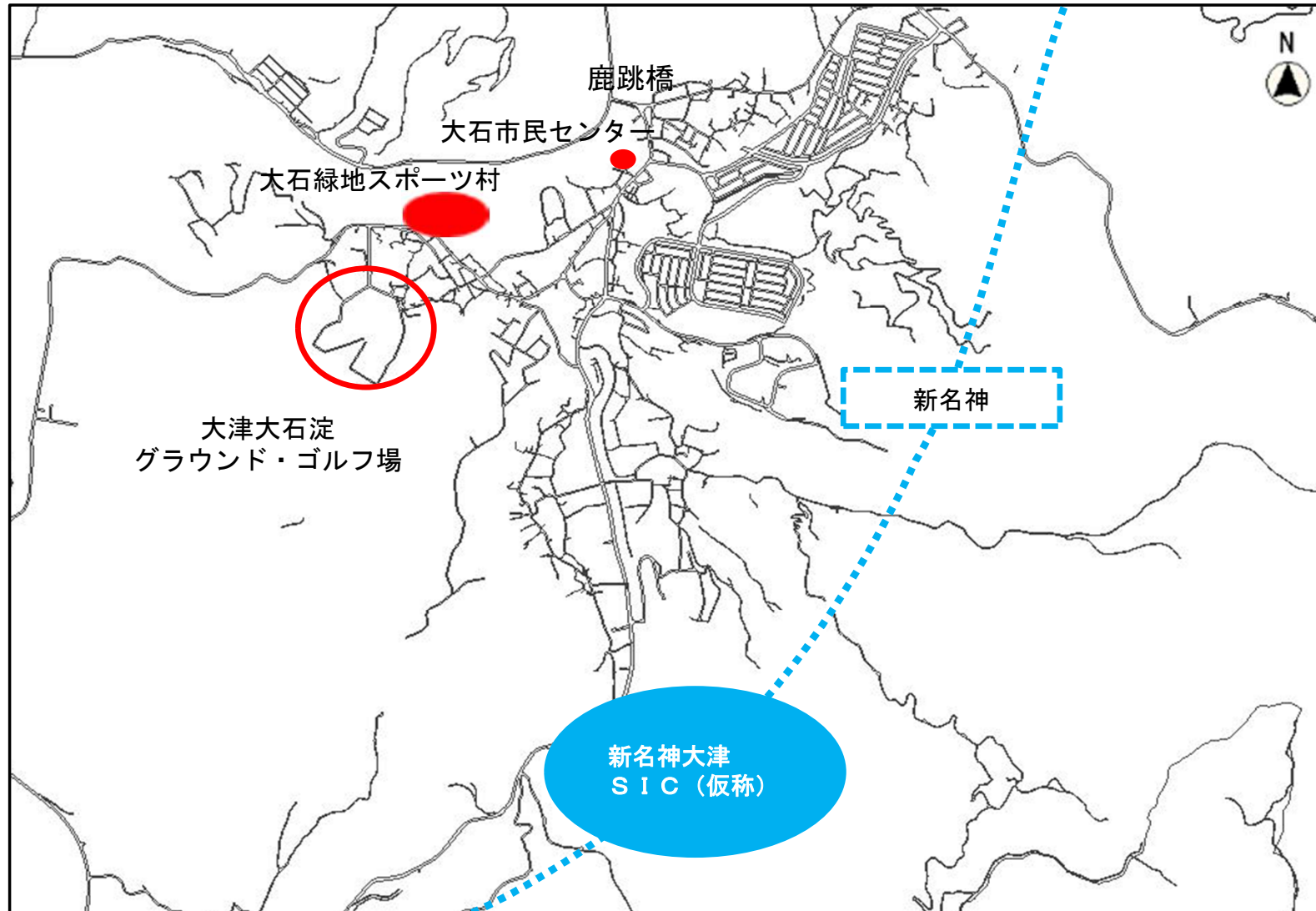
大津市グラウンド・ゴルフ場 条例の制定について

市民部スポーツ課

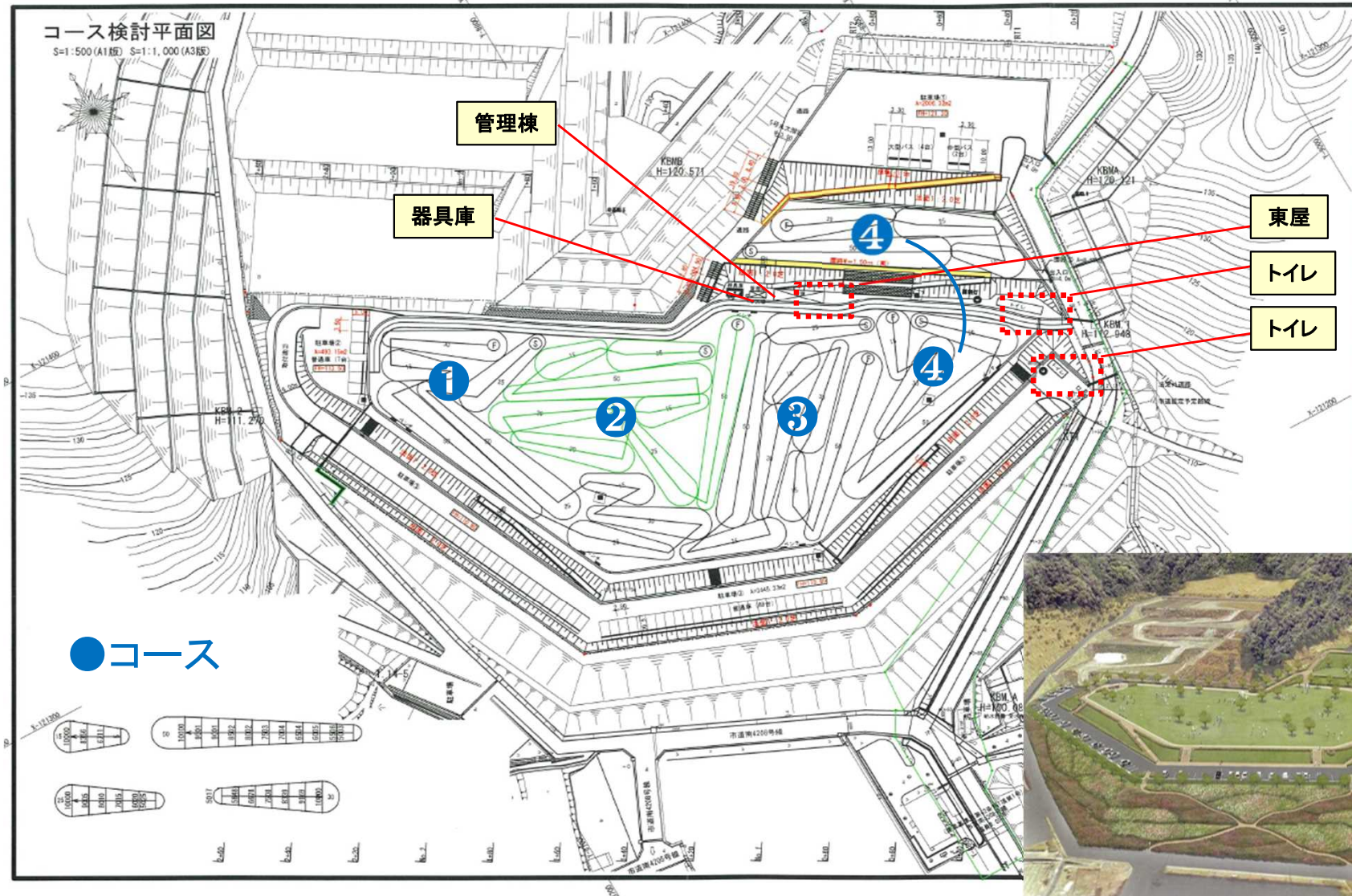
1 施設の概要

- ① 名称 大津大石淀グラウンド・ゴルフ場
- ② 所在地 大津市大石淀町737番地の6
- ③ 面積 28,928.36㎡
- ④ 開設 令和6年5月末(予定)
- ⑤ 施設内容
 - ・4コース、32ホール（1コースにつき8ホール）
※公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会の認定コースを取得予定
 - ・建物 管理棟、東屋、器具庫、トイレ(男子6、女子6、多目的1)
 - ・駐車場 普通車89台、思いやり駐車場7台、大型バス4台、中型バス2台
- ⑥ 開場時間 午前9時から午後5時まで
休場は毎週水曜日、年末年始(12月29日から翌1月3日まで)
- ⑦ 運営方法 直営(但し、植栽の管理、散水、トイレ清掃等の業務は委託)

1 施設の概要（所在地）



1 施設の概要（配置図）



2 条例の構成

「大津市グラウンド・ゴルフ場条例」は下記のとおりの内容とする。

1. 設置
2. 名称及び位置
3. 個人使用に係るグラウンド・ゴルフ場の使用料等
4. 専用使用に係るグラウンド・ゴルフ場の使用の許可等
5. 使用料の減免
6. 使用料の不還付
7. グラウンド・ゴルフ場の使用時間
8. 委任

3 使用料の算定

【使用料算定の基本方針】

本施設の使用料は、「**施設使用料設定基準**」(平成27年8月改訂 行政改革推進課作成)に基づき算定する。

本施設では、**個別算定方式**を採用する。

【個別算定方式】

近隣他都市、民間事業者と同種、競争性の強い施設や主に市外利用者を対象とした施設については、他の施設の料金の動向を踏まえ、使用料を設定する必要があるため、個別に算定する。

※「基本算定方式」で算定した結果も参考として掲載する。

なお、専用(貸切)使用料は、**基本算定方式**で、使用料を設定する。

3 使用料の算定

【個別算定方式】

個別算定方式による料金検討をするにあたり、滋賀県内の44施設のグラウンド・ゴルフ場の使用料を参考とした。(令和4年4月1日現在、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」をベースに抽出)

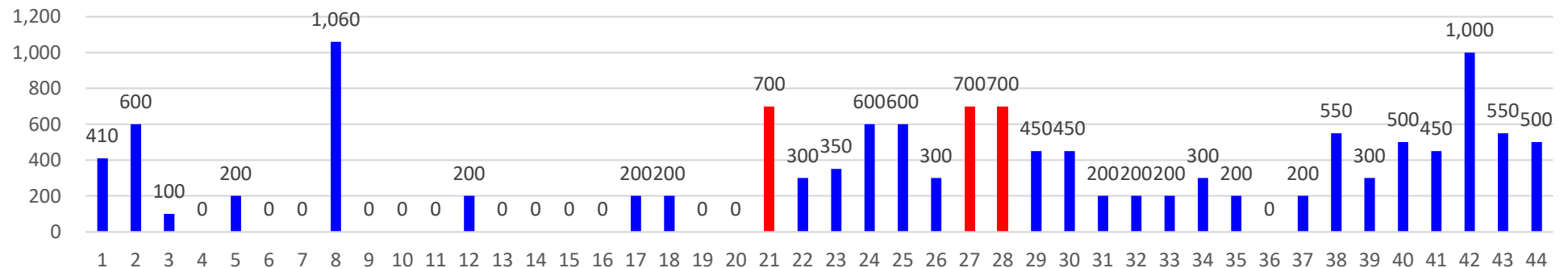
滋賀県内のグラウンド・ゴルフ場の状況

施設	所在地	管理		料金(円、消費税込)				施設形態		
		公設 民設	指定管理	一般以外の料金設定の有無			ホール数	その他 施設の 状況	認定	
				一般 (大人)	高齢者	中学生等 及び 障害者等				市町外 県外
1	彦根市	公	有	410			有	32	複合	有
2	長浜市	公	有	600	300	有		24	複合	有
3	長浜市	公	有	100				24	単体	
4	長浜市	公		0				多目的	複合	
5	長浜市	公	有	200			有	8	複合	
6	近江八幡市	公		0				16	単体	
7	近江八幡市	公		0				16	単体	
8	草津市	公	有	1,060	530	有	有	32	複合	有
9	草津市	公	有	0				16	複合	
10	守山市	公		0				16	単体	
11	守山市	公		0				16	単体	
12	守山市	公		200				多目的	単体	
13	守山市	公	有	0				16	複合	
14	守山市	公	有	0				16	複合	
15	守山市	公		0				多目的	単体	
16	守山市	公		0				16	複合	
17	栗東市	公		200				16	複合	
18	甲賀市	公	有	200				16	複合	
19	甲賀市	公		0				16	単体	
20	甲賀市	公		0				24	複合	
21	野洲市	公	有	700	450	有		32	複合	有
22	野洲市	公	有	300	150		有	24	複合	
23	湖南市	公	有	350				32	複合	
24	高島市	公	有	600	400	有		24	複合	有
25	高島市	公	有	600		有		16	複合	有
26	高島市	公	有	300			有	24	複合	有
27	高島市	公	有	700				32	複合	有
28	高島市	公	有	700				24	複合	
29	東近江市	公		450	225	有	有	40	単体	
30	東近江市	公	有	450	220	有	有	設定なし	複合	
31	東近江市	公	有	200			有	16	複合	
32	日野町	公		200			有	24	単体	
33	愛荘町	公	有	200	100		有	24	単体	
34	愛荘町	公	有	300	150		有	24	複合	有
35	豊郷町	公	有	200			有	16	複合	
36	甲良町	公		0				8	複合	
37	多賀町	公	有	200		有	有	16	複合	
38	長浜市	公		550				32	複合	有
39	竜王町	公	有	300				16	複合	有
40	近江八幡市	公	有	500	350	有		16	複合	有
41	長浜市	民		450				24	複合	有
42	東近江市	民		1,000				16	複合	
43	甲賀市	民		550				16	複合	有
44	甲賀市	民		500		有		24	複合	

3 使用料の算定

【個人使用料の決定】

① 下記のグラフは、滋賀県内のグラウンド・ゴルフ場44施設の使用料をまとめたものである。1,060円(NO.8)、1,000円(NO.42)を除き、県内で次に高い使用料である**700円**(NO.21、NO.27、NO.28)に揃えて使用料を設定する。



② 高齢者使用料の設定がされている施設は10施設あるが、高齢者使用料の設定されていない施設も同数

以上あり、利用者の大半を高齢者が占めるため、**高齢者使用料は、設定しない。**

③ **中学生等及び障害者等の使用料は**、子どもたちにグラウンド・ゴルフを体験してもらう観点や健康増進の観点から、「施設使用料減免規定見直し方針」(平成27年12月改訂 行政改革推進課作成)に従い、**5割減額**で設定する。

④ **個人使用料の市外料金は、1.5倍**で設定する。

なお、参考として、県内公認コース5施設の料金の平均を取ったところ、**約680円**となったことから、700円の設定は概ね妥当と判断する。

3 使用料の算定

【参考】基本算定方式での算定

基本算定方式では、下記の計算式に当てはめて1人当たりの使用料を算定する。

- ① 1人当たりの原価 = 施設全体の原価 ÷ 年間想定利用者数
- ② 1人当たりの使用料 = ① 1人当たりの原価 × 受益者負担割合

上記計算式による本施設の1人当たり使用料

1人当たりの原価 28,028千円 ÷ 7,200人 ≒ 3,893円

一般料金

3,893円 × 75% ≒ 2,920円 消費税込 3,210円

※消費税(10%)込使用料は10円未満を切捨てる。

3 使用料の算定

【専用(貸切)使用料の設定】

・設定趣旨及び料金設定の考え方

大津市グラウンド・ゴルフ協会等へのヒアリングの中で、月例会や大会の利用が一定あり、コースを専用利用できる料金設定を要望されている。

滋賀県内のグラウンド・ゴルフ場では、専用(貸切)使用料の設定は無いが、近隣の宇治市等では設定されている。

実際に月例会等の定期的な大会が開催された場合、その時間帯は、実質グラウンド・ゴルフ場のホールの一部または全部が占有され、一般個人の方の利用が制限されることとなる。

よって、**専用使用料**を設定する。

専用使用料については、「施設使用料設定基準」のうち、「会議室・ホール等の貸出等の場合」を参考に算定する。

3 使用料の算定

【専用(貸切)使用料の算定】

1コース当たりの原価 × 受益者負担割合

- ① 1m^2 当たりの時間原価 = 施設全体の原価 ÷ 貸出対象面積(4コース) ÷ 年間開場時間
- ② 1コース当たりの原価 = ① 1m^2 当たりの時間単価 × 利用(1コース)面積 × 利用時間
- ③ 1コース当たりの使用料 = ②1コース当たりの原価 × 受益者負担割合

上記計算式による本施設の専用(貸切)使用料の計算

- ① 1m^2 当たりの時間原価 $28,028\text{千円} \div 12,360\text{m}^2 \div 2,448\text{時間} \doteq 0.92632\text{円}$
- ② 1コース当たりの原価 $0.92632\text{円} \times 3,090\text{m}^2 \times 1\text{時間} \doteq 2,862\text{円}$
- ③ 1コース当たりの使用料 $2,862\text{円} \times 75\% \doteq 2,146\text{円}(1\text{円未満切捨て})$

消費税込使用料 1コース1時間当たり **2,360円** (※消費税(10%)込使用料は10円未満を切捨てる)

(参考:4コース全面専用使用の場合 1時間当たり 9,440円)

なお、本施設は、市民が利用するだけでなく、地域活性化の資源として、新名神大津SIC・SA(仮称)の開設に併せ、広く近隣市町から団体利用を積極的に誘致することで、安定的な収入を見込んでいる。

よって、専用(貸切)使用料は、**市外料金を設定しない。**

3 使用料の算定

【個人使用料と専用(貸切)使用料の料金比較イメージ】

《個人使用の場合》



$$700\text{円} \times 54\text{人} = 37,800\text{円}$$

《専用(貸切)使用の場合》



$$9,440\text{円} \times 4\text{時間(注1)} = 37,760\text{円}$$

注1: 大津市グラウンド・ゴルフ協会にヒアリングのうえ
算出した想定プレー時間

上記条件のように利用者54人で、個人使用料が専用(貸切)使用料を上回る。

- ① 専用(貸切)使用料を設定することで、団体における多人数の利用を促す。
- ② 専用(貸切)使用料の適用には、少人数で会場が独占されないように、最低利用人数を設ける予定。

3 使用料の算定

【料金表】

1 個人使用に係る使用料

区分	単位	金額	
		市民	市民以外の者
一般	1人1回	700円	1,050円
	回数券 (1枚の利用は、 1人1回)	7,000円	10,500円
中学生等及び障害者等	1人1回	350円	520円
	回数券 (1枚の利用は、 1人1回)	3,500円	5,250円



2 専用使用に係る使用料

1コースにつき1時間 2,360円